令和三年 第百六十七号

二月十八日 木

曜 日

般国

道

四〇号 番一地先から

笛吹市石和町井戸字豊岡八八番 笛吹市石和町河内字宮窪四五

一〇八・〇

令和三年! 月二十六日

一地先まで

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

公

告

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、次の 山梨県県

○一般競争入札について………………………………………………………………………五一○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………………………五一

○道路の供用開始…………………………………………………………………五一

目

次

示

○指名競争入札について…………………………………………………………五三

○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………五四

令和三年二月十八日

山梨県知事 長

崎

幸

太

郎

申請のあった年月日 令和三年二月四日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 名称 特定非営利活動法人We A r e
- 2 代表者の氏名 廣瀬政光

○博物館の登録に関する規則………………………………………………五六

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正………………………………………………………………………五八

公安委員会

教育委員会

○開発行為に関する工事の完了について………………………………………………五六 ○基本測量の実施……………………………………………………………………………五六 ○国土調査の成果の認証(三件)………………………………………………………五五 ○随意契約の相手方の決定について…………………………………………………五五

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市岩下千二百三十二番地
- 4 目的とする。 活を送るための支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを 定款に記載された目的

 この法人は、障害児者及び高齢者に対して、自立した生
- 三 縦覧期間 令和三年二月九日から同年三月九日まで

一般競争入札について

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県告示第四十号

告

示

所において、この告示の日から令和三年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事

長

崎

幸 太 郎

令和三年二月十八日

ものである。 関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

Щ 梨県 公 報 第百六十七号

種類 道路の

路線名

区間

延長

メートル

期日 供用開始

 Ξ

令和三年二月十八日

山

- 一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする役務の名称及び数量
- □ 名称 行政手続電子化業務委託
- 二 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 契約締結日から令和四年一月三十一日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所
- 一 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- のない者とみなす。
 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格会指の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この三
- いずれかに該当する者
 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- こととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない
- 該当する者を除く。)

 の役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号にの役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
- な者を除く。) とれている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の申立てがな民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- んでいない者 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 日」という。)を除く。)
 休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年三月十五日(月)まで(山梨県の
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

政策課

五 入札手続等

- 般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和三年三月十五日(月)までの日
- 2 入札説明書の交付方法
- せ先に電話連絡すること。て直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8三の問合午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所におい、この公告の日から令和三年三月十五日(月)までの日(県の休日を除く。)の
- 時までに六8三の問合せ先に電話連絡すること。(以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年三月十五日(月)午前十
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和三年三月三十日(火)午後一時三十分
- 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア
- 五時までに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年三月二十九日(月)午後5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四○○-八五○一山梨県甲府市丸
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- □ この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 四 一から曰までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 入札を行った者を落札者とする。 十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二
- ハーその他

1

- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 一 言語 日本語

二 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除
- は、これを免除する。めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者の、契約保証金契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他
- いものとする。場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな()落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった
- 二 詳細は、入札説明書による。

% Summary

- Nature and amount of services required: Digitization of Administrative Procedures 1 set
- Date and time for tender: 1:30PM March 30, 2021
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1418

指名競争入札について

のである。 関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るれた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携にケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

指名競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量
- 名称 ネットワーク端末のセキュリティ管理等業務

Щ

梨県公

報

第百六十七号

令和三年二月十八日

(二) 数量

- 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 履行場所
 知事が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- のない者とみなす。等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止出名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この
- いて準用する同令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者・ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第一項にお
- り定められた期間を経過していないもの百六十七条の四第二項の規定によ百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同令第2 地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条
- て準用する同令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)の役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項におい二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
- た者を除く。)

 、会社更生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の決定を受け民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがない。会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- んでいない者 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営
- 四 指名されるために必要な要件
- 1 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- 2 県のネットワーク及びセキュリティ対策を熟知している者であること。
- 指名競争入札の参加資格の審査
- 日」という。)を除く。)
 休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年三月十九日(金)まで(山梨県の
- 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2

- 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
- 有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。 4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を
- テープ 木 手 糸 急
- 一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、五3に掲げる場所において1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年三月五日(金)までの
- 2 入札説明書の交付方法
- 合せ先に電話連絡すること。

 いて直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に七9回の問の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五3に掲げる場所におの「この公告の日の翌日から令和三年三月五日(金)までの日(県の休日を除く。)
- までに七9三の問合せ先に電話連絡すること。

 ()以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年三月一日(月)午前十時
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和三年三月三十日(火)午前十時
- ルーム 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア
- 五時までに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年三月二十九日(月)午後4「郵送による入札書の提出先及び期限」郵便番号四○○−八五○一山梨県甲府市丸
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- □ この公告に係る指名競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。 三 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 四年ののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件四年から回までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 入札を行った者を落札者とする。 十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二
- 七 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 免除
- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七) 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる
- その他

9

- いものとする。場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わない。落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった
- □ 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話○五五-111111-1四一九)
- Summary
- Nature and amount of services required: Yamanashi Prefectural Government PC Network Maintenance and Security Management Package (complete package)
- Date and time for tender: 10:00AM March 30, 2021
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
- 400-8501 Japan TEL 055-223-1419
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出が
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
- あったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。
- 令和三年二月十八日

届出者

山梨県知事 長 崎 幸

太郎

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 半田宗晴 株式会社東京さえき 代表取締

2 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おかじま甲西食品館

所在地 山梨県南アルプス市古市場字東小沢四十九外

2 廃止前の店舗面積の合計 二千五百十六平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 令和三年二月一日

届出年月日 令和三年一月二十九日

随意契約の相手方の決定について

約に係るものである。 の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る役務

名称 やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊首都圏PR業務

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県観光文化部観光振興課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和二年八月十二日

随意契約の相手方

名称 株式会社読売広告社

住所 東京都港区赤坂五丁目二番二十号

契約金額 五千八百六十七万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため(地

Щ

梨県公

報

第百六十七号

令和三年二月十八日

百七十二号)第十一条第一項第一号該当)

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

り国土調査の成果を認証した。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長

崎

幸

太

郎

調査を行った時期 平成二十七年四月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

 \equiv 成果の名称 地籍図及び地籍簿

調査を行った者の名称 身延町

 \equiv

調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字宮木の一部

認証年月日 令和三年二月十日

五四

国土調査の成果の認証

ŋ 、国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和三年二月十八日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

調査を行った時期 平成十九年五月十七日から平成二十一年三月三十一日まで 調査を行った者の名称 身延町

成果の名称 地籍図及び地籍簿

五四三 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字梅平の一部

認証年月日 令和三年二月十日

国土調査の成果の認証

ŋ 、国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

調査を行った者の名称 富士河口湖町

 \equiv -調査を行った時期 平成九年六月十二日から平成二十八年九月二十日まで

成果の名称 地籍図及び地籍簿

五四三 調査を行った地域 南都留郡富士河口湖町大字富士ヶ嶺の一部

認証年月日 令和三年二月十日

Ш

規定による登録を受けようとする者は、法第十一条第一項各号に掲げる事項を記載し

た書面及び同条第二項に規定する書類を添付した登録申請書を、 (以下「県教育委員会」という。) に提出しなければならない。

山梨県教育委員会

基本測量の実施

公示する。 長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第一項の規定により国土地理院の

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
- 測量の地域 山梨県全域

測量の期間 令和三年三月一日から同年三月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎

百八十七番一の区域 千六百七十八番、二千六百七十九番二、二千六百七十九番五、二千六百七十九番七、 千六百六十番一、二千六百六十一番一、二千六百六十二番、二千六百六十三番一、二 二千六百七十九番八、二千六百七十九番十及び二千六百七十九番十一並びに字沼七千 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字中八本木二 幸太郎

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百八 十四番地一 株式会社ケイテック 代表取締役 馬路久史

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和三年二月十八日

山梨県教育委員会

育

長

斉

木

邦

彦

博物館の登録に関する規則

博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十条の

県教育委員会は、前条の規定による登録の申請を受理した場合においては、

第二条 みやかに法第十二条の規定による処理をしなければならない。 す

(登録原簿)

第三条 博物館登録原簿は、 別記様式による

(登録事項等の変更

第四条 らない。 について変更があったときは、その旨をすみやかに県教育委員会に届け出なければな 博物館の設置者は、第一条の規定により提出した書面及び添付書類の記載事項

(博物館の廃止)

第五条 以内に、廃止の年月日、廃止の理由及び廃止後の処置を記載した書面により、 委員会に届け出なければならない。 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日 県教育

(公示)

第六条 県教育委員会は、法第十条の規定による登録をしたとき、法第十四条第一項の 規定による登録の取消をしたとき及び法第十五条第二項の規定による登録の抹消をし たときは、その旨を公示しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

百六十七号
令和三年!
一月十八日

備考	所 在 地	名 称	住称者※ 所及の設 び名置	事項	
				番記日年月	登
				年	
				第月	
				号日	録
				日年月	登
				年	録
				月	変
				日	更
				日年月	登
				年	録
				月	変
				日	更

* には設置者の名称及び住所をともに記入のこと。 公立博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館の場合

摘要

Ш

梨

県

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十号

委員会規則第七号) 日から施行することとしたので、 員会告示第十六号) 信号機の設置、 車両の通行禁止、 第四 の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 条の規定により告示する。 山梨県道路交通法施行細則 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

令和三年二月十八日

別表第

中

山梨県公安委員会

委 員 長 武 田 信 彦

を 三〇六 \equiv $\overline{\circ}$ Ŧī. Ŧī. 道甲同府 甲 市南 市南 士市 道市 道市 2同士の丁二郎田二丁2 の宝 同飯 士田 -字路交差点) 丁目四番三号先 の丁字目 字目 子路交差点) 日二四番四号先 于路交差点) 号先 市 横 長松寺橋東 長松寺橋 沢ガー j. 東 南 告令 告令 告令 宗和 第三 宗第六号-和二年一: 示和 第二〇号 第六号二二年一 月 月三〇日 八日 $\overline{\bigcirc}$ \mathbb{H}

の交差点)の交差点)が一川大門線門に対している。 昭形西和豊花 原 橋東詰 告五 宗第三四:三二・八・ 号 七

に、

六

点甲詰中三の市県産

六 ス四中 |郷線と市道との十字路交差点へ中央線と主要地方道甲府市川7年の東京主要地方道甲府市川7年、主要地方道菲崎南アルプ1年の日井阿原一、五四○番地1年中日井阿原一、五四○番地 浅 原 橋東詰 告令 i示第二○号·和三年二月

八日

を

を

九 五. 中 央市 臼 一井阿原八 八八九 番 地 先 中央市場 没所 南 令和 二年 月

日

に、

を

八六

大

塩

八門線と (国道山市上)

との交差点)四一一号と県道塩山市Ⅲ上於曽一、○三八番地失

川先

市役所

西

几 一六・

九・二〇

八 云 市地甲 道との主 丁要地上 予路交差点) おう道塩山暖 である。 勝〇 沼三 線八 と番 甲 州 市

没所前 告示第二〇号

八

日

道精進湖畔線との四番地八先(国営南都留郡富士河口 の道口 一字路交差点過一三九号と県間町精進五一 入精 口進 湖 民宿: 村 | 告示第一六号 一七日

七八

改めめ 七九 七八 る 道精進湖畔線との四番地八先(国営南都留郡富士河口 田線と村道との丁字路交差点番地先(県道山中湖忍野富士帝都留郡忍野村忍草一、四〇 の道口 の十字路交差点週一三九号と県口湖町精進五一 吉五 入精 口進 槒 湖 民 宿 村 告示第二 告令和二年 年 二年 〇二 号月 六号月 一七日 日

を

一三九

五

中

(市道記

同臼

士井の阿

十字路交差的

点地

先

中

-央市役所南

| 告示第五号

月二

H

三九六

甲

·府市上今井町七五三番地先

上今井町西

告示第二〇号

八

日

九七

路番中

差三摩点

(町和

道町

|と農道との十字| |河東中島七二三

築地新居南

告示第二〇

一〇号月

八

H

(市道同士の十字路交差点)

告示第五号

Ŧ.

八

別表第十の二、九五八の項を次のように改める。

二、九五八

市道

四先中央市臼井阿原一、五四〇番地

府南 甲

令和三年二月一 令和三年二月一

 六一四
 削除
 甲府
 中府
 令和三年二月

別表第三の六一四の項を次のように改める。

別表第六の二八の項を次のように改める。

 二八
 削除

 二八
 削除

 甲府
 令和三年二月一

別表第六の八三二の項の次に次のように加える。

告示第二〇号 八日 令和三年二月一	甲府	終日	る北車両	十字路交差点) 六号先(市道同士の 甲府市宝一丁目四番	市道	八三四
告示第二〇号 八日 八日 二年二月一	甲府	終日	る 車 両	の十字路交差点) 田府市宝一丁目五番	市道	八三三

別表第十の五一〇の項を次のように改める。

	<u>Ti.</u>
五八号	国道三
	甲府市上今井町七五三番地先
	_
府	南甲
告示第二〇号	令和三年二月一

別表第十の一、〇二五の項を次のように改める。

、〇二五 市道 笛吹市八	
光市八代町竹居一、二〇九番	
_	1
笛吹	
告示第二〇号 八日 不和三年二月一	

別表第十の二、三九五の項を次のように改める。

告示第二〇号				号	
令和三年二月一	韮崎	五.	一 甲斐市志田六六四番地先	国道二	二、三九五

別表第十の二、四二四の項を次のように改める。

二、四	
三四	
削除	
甲府	
告示第二〇号 八日 不和三年二月一	

三、二〇八
市道
甲府市宝一丁目四番地三先
四
甲府
告示第二〇号 八日 一个和三年二月一

別表第十の三、二〇八の項を次のように改める。

別表第十の五、一九〇の項を次のように改める。

五、
一 九 〇
市道
中央市臼井阿原二〇五番地一先
四
府南 甲
告示第二〇号 八日 八日 二月一

別表第十の五、六二六の項の次に次のように加える。

五、六二九 町道	五、六二八 町道	
地八先南都留郡西桂町下暮地九一六番	四八七番地八先南都留郡富士河口湖町船津三、	
_	_	-
大月	吉富田士	ļ
告示第二〇号 八日 令和三年二月一	告示第二〇号 八日 八日 二月一	告示第二〇号

別表第十四の三八四の項を次のように改める。

三八四
市道
での両側 おりました (横沢田野市・朝日三文差点) から甲府市朝日三丁ら甲府市朝日三丁ら甲方・(横沢田) かいました (横沢田) また (株田) また
四七〇
く③け車 °をん両 ⁾ 除引(
$\stackrel{=}{\circ}$
甲府
○告日二令 号示 月和 第 一三 二 八年

別表第十四の五六二の項を次のように改める。

-
五六二
市道
丁目四番六六号先 富士吉田市松山
一 五 〇
け車ん両
=
吉富田士
一 二 令 和 三 不 八 年

Щ 梨

(市道同士の十字 (市道同士の十字 く③ 。 を 除 ○告日 号示 第 二

別表第十四の五九九の項を次のように改める。

五 九 九
三府方主 郷市道要 線川甲地
一二番一号先(国 大原橋東詰交差点 大原橋東詰交差点 大原橋東詰交差点 大原橋東詰交差点 大原橋東詰交差点 大原橋東部交差点 大原橋東部交差点 大原橋東部交差点 大原橋東部交差点 大原橋東部交差点 大原橋東部交差点
六、八三四
°を①け原車) 除②ん付両 く③引・(
五〇
府南 甲
○告日二令 号示 第 二 八年

別表第十四の一、七七〇の項の次に次のように加える。

	七一 一 七
	市道
通り南交差点) ま番一四号先 (横沢甲府市宝二丁目五	- Ti H-
	= 0
) (3) (5)	け原車ん付両
	四〇
	甲府
○ 号 第 二	日二令 月二和 一八年

別表第十六の五〇の項を次のように改める。

五〇	
削除	
甲府	
告示第二〇号 八日 不和三年二月一	

別表第十六の二、一八七の項を次のように改める。

二、一八七	
削 除 	
南甲府	
令和三年二月 今和三年二月	

別表第十六の二、一八九の項を次のように改める。

二、一八九	
削除	
南甲府	
告示第二〇号 八日 八日 二二月一	

別表第十六の七、八二〇から七、八二二までの項を次のように改める。

<u></u>	<u>ا</u>	ᆚ
٠,	١	ر
七、八二	七、八二	七、八二〇
\equiv		ō
削	削	削
除	除	除
田富士吉	田富士吉	田富士吉
告示第二〇号 八日 八日 二年二月一	告示第二〇号 八日 八日 二年二月一	告示第二〇号 八日 八日 二年二月一
第二年	第二年	第二年
		- H

別表第十六の一一、一六一の項を次のように改める。

	- - - -	'
	į	削余
	田 []	富七吉
告示第二〇号		一令和三手二手一

別表第十六の一二、 ○五四の項の次に次のように加える。

市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府 令和三年二月一八 市道 甲府市朝日二丁目一〇番二一号 甲府市道 との十字路交差点・東進車 「市道にの十字路交差点・東進車」 「市道同士の丁字路交差点・東進車」 「中斐市志田六七六番地一先(市 進崎 つり丁字路交差点・東進車 「今和三年二月一八日」 「市道同士の丁字路交差点・東進車 「今和三年二月一八日」 「中斐市志田六七六番地一先(市 韮崎 つり丁字路交差点・東進車 「今和三年二月一日」 「中斐市志田六七六番地一先(市 韮崎 つり丁字路交差点・東進車 「今和三年二月一日」 「中野市市朝日二丁目一一番一号先 甲府 「今和三年二月一日」 「中野市市朝日二丁目一一番一号先 甲府 「今和三年二月一日」 「中野市市朝日二丁目一一番一号先 甲府 「中野市東二〇号」 「中野市市朝日二丁目一一番一号先 甲府 「中野市市朝日二丁目一」 「中野市市朝日二丁目一」 「中野市市明日二丁目一」 「中野市市朝日二丁目一」 「中野市市明日二丁目一」 「中野市市明日二丁目一」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日」 「中野市市明日二丁目」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市田六」「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市明日」 「中野市市田六」「日本市市田六」「日本市田六」「日本市田市市田六」「日本市市田市市田市市田市市市田市市田市市田市市田市市田市市田市市田市市田市市田市市	告示第二〇号					
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府市道 甲府市朝日二丁目一〇番二一号 中府市道 田府市千塚四丁目一〇番二一号 中府市道との十字路交差点・東進車 両) 中府市朝日三丁目三番一五号先 甲府 (市道同士の十字路交差点・東進車両) 単斐市志田六七六番地一先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)	令和三年二月一	韮崎	司上の丁字各交差点・斐市志田六七六番地	市道	二、〇五九	$\stackrel{-}{=}$
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府市道 甲府市引日二丁目一〇番二一号 甲府市道 田府市 1 三丁目三番 1 三号 甲府市道 日子路交差点・東進車 両) 中府市朝日三丁目三番 1 三番 1 三丁目三番 1 三子路交差点・東進車 1 三丁目三番 1 三子路交差点・東進車 1 三丁目三番 1 三子路交差点・東進車 1 三丁目三番 1 三子路交差点・東進車 1 三丁目三番 1 三番 1 三丁目三面 1 三面 1	告示第二〇号					
市道	令和三年二月一	韮崎	司に 対し で に で に に に に に に に に に に に に に	市道	〇 五 八	1 1 7
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府市道 甲府市朝日三丁目三番一五号先 甲府市道の十字路交差点・西 進車両)	告示第二〇号		<u>"</u>			
市道	令和三年二月一	甲府	芒宝	市道	○ 五 七	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府市1年の十字路交差点・西進車両)	<u>E</u>		6 — 等國大之方 5 — 更公			
市道	告示第二〇号 八日		の十字路交差点・東維安地方道甲府昇仙峡線			
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府	令和三年二月一	甲府	千塚四丁目一〇番二二	市道	二、〇五六	<u> </u>
市道 甲府市朝日二丁目一一番一号先 甲府	告示第二〇号		車両)			
	令和三年二月一	甲府	方道司とつ上字各で会長 府市朝日二丁目一一番 一	市道	一 一 元 五 五	

別表第三十三の五六九の項を次のように改める。

五六九
削除
甲府
告示第三
一二年一一号月一
八日

発行者

Ш

梨

県